



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

90 家畜伝染病予防法による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒の実施 (畜産課)..... 1

告 示

和歌山県告示第90号

家畜伝染病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 家畜の種類

家きん

(2) 実施の範囲

ア 100羽以上の家きんを飼養する全ての施設

イ アの施設以外の家きんを飼養する施設で家畜防疫員が消毒を必要と認めるもの

4 実施の期日

令和5年1月25日から同年2月3日まで

5 消毒の方法

消石灰等の消毒薬を家きんを飼養する施設内の家きん舎の周囲及び家きんを飼養する施設の外縁部に散布する方法